

国民健康保険税 年金から特別徴収(天引き) について

平成20年10月から、次の対象となる人の国民健康保険税については、公的年金から特別徴収(天引き)します。

対 象

- ・世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上の世帯主(擬制世帯主を除く)で、
年額18万円以上の年金受給者

介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収を行いません。
口座振替で今までどおり確実に収納が見込まれる人や75歳到達まで2年未満で滞納のない人などについては、特別徴収を行わない場合もあります。

公的年金からの天引きの対象となる人には、詳しい内容が決まり次第、郵便でお知らせします。

上記対象以外の方は、今までどおり変更はありません。

平成20年度の国民健康保険税の納期および特別徴収

| 月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-------------|----------|----|----|-----------|-----|-----------|----|-----------|
| 期 別 | 1期 全期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 |
| 特別徴収 対象者 | 1期 | 2期 | 3期 | 年金 天引き | | 年金 天引き | | 年金 天引き |

※特別徴収対象者の人は、7月、8月、9月については、今までどおり納付書での納付となり、10月の年金から特別徴収を行います。

後期高齢者医療制度に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度に伴い、平成20年4月から、75歳以上の人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、75歳未満の国民健康保険の被保険者の税負担を緩和するため、次のような措置がとられます。

○世帯員数が減るに伴い

低所得で国保税の軽減を受けていた世帯において、国保から後期高齢者医療制度に移って世帯員数が減少しても、今までと同じ軽減が5年間受けられます。

※夫婦2人世帯で、国保から1人が後期高齢者医療制度に移ると、国保の世帯員数は減るが、軽減計算上世帯員数をそのままとする措置。

○国保の単身世帯となるとき

世帯員のうち、国保から1人が後期高齢者医療制度に移り、残った国保の被保険者が1人となった場合、5年間平等割が半額となります。

※夫婦2人世帯で、国保から1人が後期高齢者医療制度に移り、国保の単身世帯となると、国保の平等割を半額とする措置。

○社会保険などの被扶養者から国保に移った場合

前期高齢者(65歳から74歳まで)で、被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった人が、国保に移った場合、2年間、所得割、資産割は課税せず、軽減(7割・5割軽減)該当者を除き、均等割を半額、旧被扶養者のみの世帯は、平等割も半額となります。

※被用者保険(社会保険など)に加入されていた人が後期高齢者医療制度に移り、その被扶養者であった人が、扶養をはずれ、国保に加入された場合、2年間は所得割、資産割は課税されず、軽減該当者を除き、均等割を半額、旧被扶養者のみの世帯は、平等割も半額とする措置。